

はじめに

海外経済協力基金（OECF）は、我が国のODAのうち二国間政府貸付（円借款）を担っており、開発途上国が取り組むさまざまな開発事業等を支援しております。円借款業務の遂行に当っては、開発途上国の多様な開発ニーズに対応する形で融資を行う一方、融資した開発事業のフォローアップ、アフターケアである事後評価・事後監理も重視しております。事後評価活動は、過去の事業から得られた経験と教訓を将来の事業に生かすことを最大の目的としており、円借款事業の効果的・効率的実施には欠かせないものとして、近年その重要性はますます高まっています。

OECFの事後評価は、単に個別事業の効果発現状況について調査するだけでなく、現在まで蓄積されてきた多種多様な事業の評価実績・経験を生かし、持続的な効果をもたらす質の高い開発援助に役立てていくことを目的としております。したがって、事後評価の結果につきましては、OECF内外にフィードバックを行うことにより、評価結果が有効に活用されるよう努めております。特に、円借款事業の効果的、効率的実施のためには、借款の受け入れ側（開発途上国政府・事業実施機関）の能力向上も不可欠との観点から、評価結果の共有を心がけております。

今回の「円借款事業事後評価報告書1999」は、1998年度中に実施した事後評価の報告を掲載しています。1998年度の後評価の特筆点としては、評価件数の増加、とりわけ第三者評価の充実（件数の増加と依頼先の多様化）があげられます。また、本報告書は、各評価報告の要約版により構成されています。従来、OECFの事後評価報告書は報告の全文を掲載しておりましたが、よりわかりやすい報告書とするために、新たに要約版を発行することにしましたものです。なお、報告の全文を掲載した報告書も別途作成するとともに、報告書の内容はすべてOECFホームページにて閲覧することができますので、必要に応じてご利用ください。

OECFは、来る10月1日に日本輸出入銀行と統合し、国際協力銀行として発足します。OECFの事後評価活動につきましては、新組織となった後も、従来同様継続するとともに、より一層の充実を図っていく所存であります。今回の報告書の公表を機会に、OECFのこれまでの事後評価活動に対する関係各位の日頃のご支援、ご協力に心より御礼申し上げますとともに、引き続きより質の高い事後評価を行っていくために、忌憚なきご教示、ご意見を頂きますよう、お願い申し上げます。

開発援助研究所
所長 古角 光一

円借款案件 事後評価報告書

1999 (要約版)

海外経済協力基金
開発援助研究所

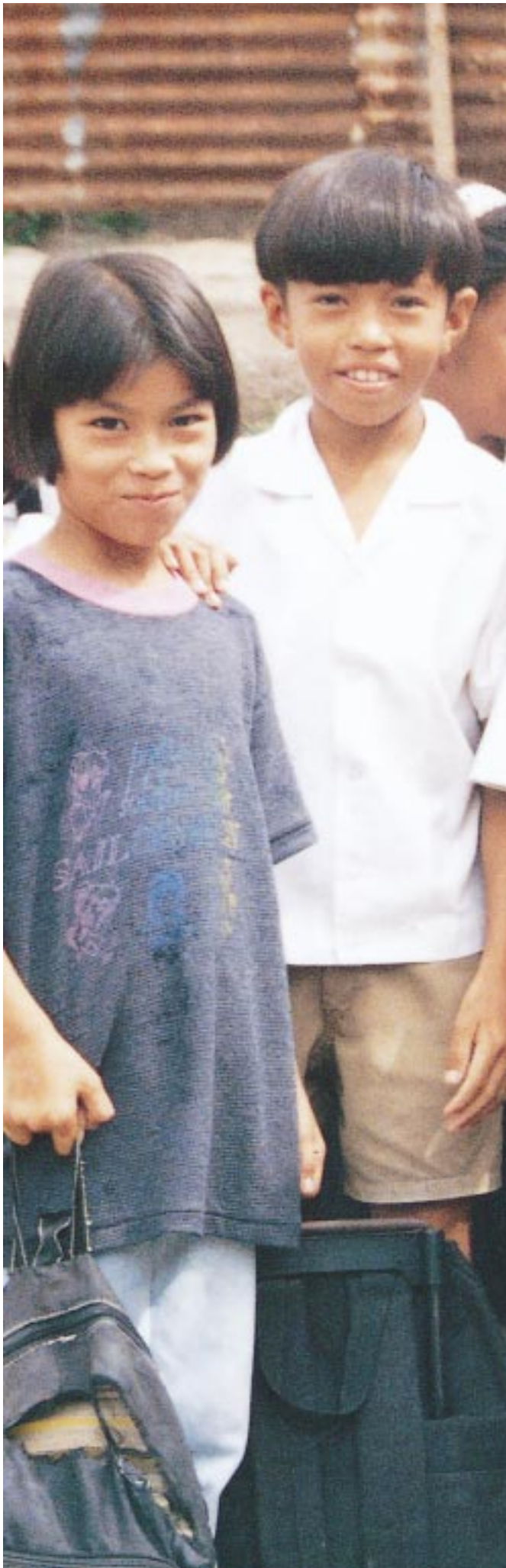
OECDの事後評価	1
用語解説	5

〔詳細評価〕

1. 大韓民国	
ソウル地下鉄建設事業()	7
2. フィリピン	
カラカ石炭火力発電所2号機増設事業・同追加借款事業 ..	11
3. フィリピン	
首都圏および地方道路事業	16
4. タイ	
プミボン水力発電所8号機建設事業	21
5. インド	
中・低所得者層住宅建設促進事業	25
6. スリ・ランカ	
コロombo港開発事業()・コロombo港拡張事業()~()	29
7. ジョルダン	
教育セクター借款事業	33
8. エジプト	
ベニスエフ・セメント工場建設事業	37
9. ボツワナ	
鉄道貨車増強事業	41
10. モーリシャス	
通信施設拡張事業	45
11. ブラジル	
ゴイアス州農村電化事業	49

〔第三者評価〕

1. 中国	
青島開発計画(上水道・下水道)	53
2. フィリピン	
メトロマニラ貧困地域電化事業	57
3. フィリピン	
カラカ石炭火力発電所2号機増設事業・同追加借款事業	
..... 詳細評価の2.を参照	



s
t
n
e
t
n
o
c

4. タイ	
東部臨海開発計画マブタプット工業団地建設事業	60
5. パキスタン	
首都圏給水事業(シムリ)	63
5. ガーナ	
港湾修復事業	67

〔机上評価/事務所評価〕

1. 大韓民国	
国立保健院安全性研究センター事業	71
2. 大韓民国	
ソウル上水道施設近代化事業	75
3. 中国	
深セン大鵬湾塩田港第1期事業	79
4. インドネシア	
ウジュンパンダン上水道リハビリ事業	82
5. インドネシア	
沿岸無線整備事業(第2期)	85
6. インドネシア	
グレシック火力発電所3、4号機ガス化改造事業	88
7. インドネシア	
バリ国際空港建設事業()	92
8. インドネシア	
ラジオ・テレビ放送網拡充事業()()	96
9. インドネシア	
ワイウンブ・ワイプングブアン灌漑改修事業	100
10. マレーシア	
エンキリリ~シブ送電線建設事業	104
11. マレーシア	
中小企業育成事業(工業開発銀行)	
中小企業育成事業(興業銀行)	
中小企業育成事業(開発銀行)	107
12. マレーシア	
ラブアン連邦直轄区電力設備増強事業	110
13. フィリピン	
イロコス・ノルテ灌漑事業(STAGE)	113
14. フィリピン	
灌漑運営体制強化事業	116
15. フィリピン	
ダム洪水予警報システム建設事業()	119
16. タイ	
新ラマ6世橋建設事業	122
17. エジプト	
エルサラーム水路揚水機場建設事業	125



OECFの事後評価

1. 事後評価の目的

我が国が実施している経済協力には様々な形態がある。このうち、海外経済協力基金（OECF）は、開発途上国に対する有償資金協力（円借款の供与）を一元的に行う開発援助実施機関であり、これまでに開発途上国における社会基盤の整備を中心とした数多くの事業に対して、円借款供与を通じた援助を実施してきた。

OECFは借款を供与するだけでなく、より質の高い途上国援助を実現するために、完成した事業に対して自ら「事後評価」を行っている。事後評価は、円借款供与対象事業の実施・運営維持管理が当初計画に比べどのように行われているか、また期待通りの効果が発現されているかなどを、事業完成後に検証する活動である。この活動の最大の目的は、この検証を通じて各事業の実施・運営維持管理・効果等にかかわる成功要因や問題点を把握し、そこから導き出された教訓を、新規事業の形成・審査・実施・事後監理などにフィードバックすることにより、今後の開発援助の効果をより高めていくことにある。

2. OECFの事後評価活動

OECFでは1975年に事後評価活動を開始した。80年代に入り、円借款供与による完成事業が増加してきたため、81年に事後評価を専門に行う部署を設置した。その後、何度かの組織変更を経て、現在では開発援助研究所の評価グループが事後評価を実施している。この間、着実に評価経験の蓄積と評価手法の確立に努めてきた結果、OECFにおいて事後評価活動を開始して以来、98年度末における評価件数は、400件を超える数字になった。

上記の事後評価活動を広く理解して頂くために、OECFでは事後評価内容の公表にも努めてきており、「円借款事業事後評価報告書」として、事後評価結果を発表してきている。昨年度までは、評価報告の全文を本報告書に掲載していたが、利用者の利便性を図るため、今年度から本報告書には各評価報告の要約を掲載し、全文については、別途発行される報告書全文版に掲載することとした。また、情報通信技術の発達を踏まえ、インターネット上のOECFのホームページ（URL:www.oecf.go.jp）にも評価報告の全文を掲載しているので、参照願いたい。

3. 事後評価の位置づけ

(1) 開発事業のフローと事後評価

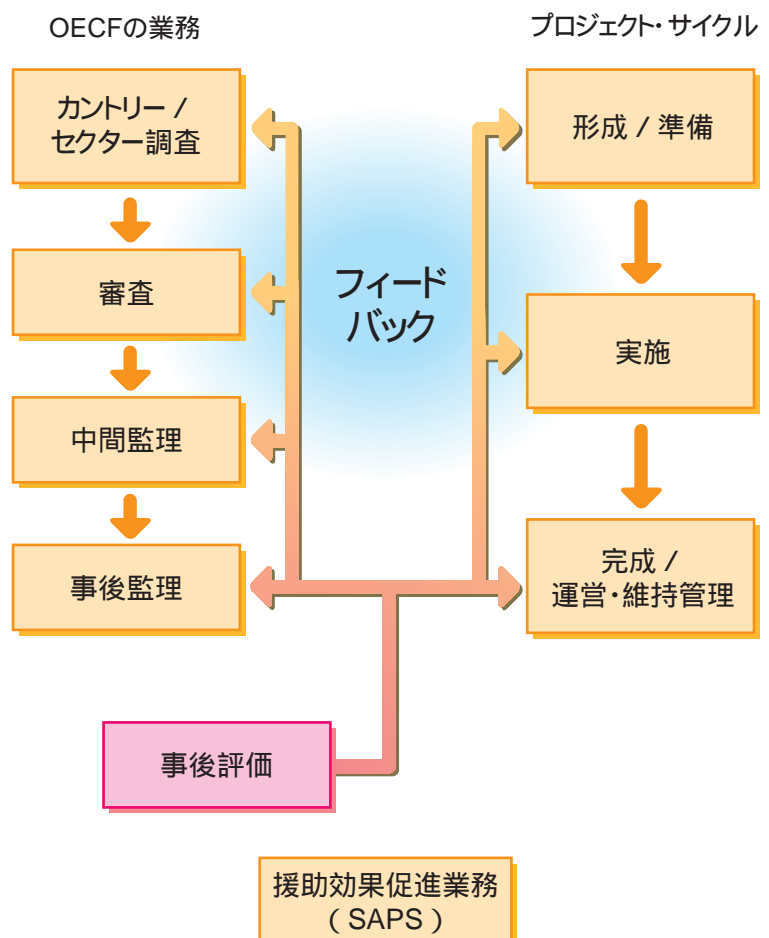
OECFの円借款供与の対象となる開発事業のフローは、右図に示す通りである。円借款供与に当たっては、まず開発途上国側からの要請に基づいて、事業の必要性、緊急性、および実施・運営維持管理の妥当性等、多角的な観点から円借款供与に適した事業であるかどうかの審査が実施される。審査の結果、円借款の供与が決定すると事業が開始され、一定期間後に事業完成となる。事後評価は完成した事業を対象に実施される。

(2) 事後監理と事後評価

事業によっては効果発現に長期間を要するものがあるため、効果発現の見極めおよび事業効果の持続性を確認するためには、事業の完成後ある程度の期間、継続的に事業をフォローしていくことが重要である。更に、この段階で改善を要する点が確認された事業に対しては、開発途上国側の自助努力を前提としつつも、必要に応じて追加的協力の可能性を検討するよう努めている。

この運営維持管理状況の調査、必要に応じ

プロジェクト・サイクルと事後評価



て展開される追加的協力等の活動は、総称して「事後監理」と呼ばれている。事後監理の目的は、事業完成後の運営維持管理状況を把握すると共に、仮に何らかの改善策の必要性が認められる場合には、然るべき対応策を検討することによって、事業効果の持続、あるいは一層の促進を図ることにある。OECFは事後監理活動の一環として、完成案件現況調査および援助効果促進調査等を実施している。

(1) 完成案件現況調査

完成案件現況調査は、事業完成後の運営維持管理状況を中心に調査を行うもので、継続的なモニタリングを行うために、同一事業に対して、原則として完成後3年目と7年目を実施している。この現況調査は1989年度に開始され、90年度からは現地調査の実施を含めるなど、完成事業の運営維持管理状況をよりの確に把握するよう努めている。

(2) 援助効果促進調査 (Special Assistance for Project Sustainability : SAPS)

援助効果促進調査は、事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題の存在が明らかとなった場合に、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的として詳細な現地調査を行うものである。事業完成後の運営維持管理は開発途上国側の責任において行われるものであるが、事後評価の結果、個々の事業に関して何らかの改善措置が必要となった場合、開発途上国側からの協力要請に応じ、協力の必要性・緊急性を検討したうえで本調査を実施することとしている。

4. 事後評価の種類

OECFの事後評価は、その実施主体と内容から次のように分類される。

(1) OECFによる評価

詳細評価

OECF職員に外部の専門家を交えて行う評価。

なお、詳細評価のバリエーションとして、特定の地域・セクターの総合的な効果を把握するため、複数の事業を一括して評価する「インパクト調査」、他の援助機関などを行う「共同評価」(共同して同一事業の評価を行う)、「相互評価」(互いに相手機関の事業の評価を行う)などがあり、状況に応じて適宜行うことにしている。

机上評価

OECF職員による評価。一部の事業については国内で評価作業を行うこともあるため、これを便宜的に机上評価と称してきたが、最近では原則として現地調査を行うようにして、評価の質を高めるべく留意している。

事務所評価

OECFの現地駐在員事務所による評価。事務所が現地調査を含む評価作業を行うもので、必要に応じ、現地の専門家・調査機関の参加を求めることがある。

(2) 外部の第三者による評価

OECF外部の有識者(機関)に評価を依頼して、有識者(機関)ならではの視点からの評価を行う、いわゆる「第三者評価」である。有識者の有する知識・専門性を活用することにより、評価内容の多角化を図ることができる。

なお、第三者評価においては、有識者(機関)の評価とOECFの見解が異なるような場合には、報告書中において「OECFの見解」として両論併記の形で明記している。

5. 事後評価対象事業の選定

評価対象事業は、完成事業の中から地域別・国別・セクター別のバランスを考慮して選定される。また、対象事業の中での詳細評価、机上評価、事務所評価、および第三者評価の振り分けは、当該事業の研究対象としてのテーマ性、現地調査によってより多くの教訓を引き出せるかどうかなどを勘案して決定している。

6. 事後評価の項目

OECFの評価は、事業の実施と運用が当初計画に比べどのように行われているか、またその事業が当初想定していた通りの効果をあげているかを事後的に確認することが基本となる。具体的な評価項目は以下のとおりである。

(1) 事業範囲

事業内容の計画/実績比較を行う。変更があれば、変更理由および変更内容の妥当性などについて分析・評価を行う。

(2) 工期

開始時期・完成時期・期間の計画/実績比較を行い、遅延があれば原因および採られた対策につき分析・評価を行う。

(3) 事業費